様　式５

助産所開設許可（届出）事項中一部変更届出書（非助産師開設）の記載要領

事　　案	厚生労働省令で定める開設許可（届出）事項を変更した場合		
根拠法令	医療法施行令第４条第１項、同法施行規則第２条第３項　　（許可事項の変更） 医療法施行令第４条の２第２項、同法施行規則第３条第２項　（届出事項の変更）		
提出期限	変更後 10 日以内	様　式	５
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	（１）開設者（法人）の主たる事務所、名称、代表者の変更、助産所の名称の変更、定款、寄付行為又は条例の変更の場合 ・定款、寄付行為又は条例等（法人代表者による原本証明が必要）変更の事実を証明できる書類 （２）管理者の変更の場合 ・助産師免許証の写し（原本照合必要）並びに履歴書 （３）嘱託医師又は病院又は診療所（有床診療所）の変更の場合（分娩を取り扱う場合） ・嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」 （医療法施行規則第 15 条の２第１項関係） ・嘱託病院又は診療所（有床診療所）に係る「嘱託した旨の書類」 （医療法施行規則第 15 条の２第２、３項関係） （４）業務に従事する助産師の変更の場合 ・助産師免許証の写し（原本照合必要）並びに履歴書		
提出部数	２　部		
手数料	なし		

様式の記載要領及び留意事項		
「開設者」欄		■　開設者の住所・氏名の変更の場合は、変更後のものを記載する。
	開設者住所	■　開設者の住所とは、 ・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ・助産師以外の個人の場合は、個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。
	氏名	■　開設者の氏名とは、 ・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職名・氏名を記載する。
１．開設者の住所・氏名		■　開設者の住所・氏名の変更の場合は、変更後のものを記載する。 ■　この届で変更しない場合は、開設届出書又は開設許可書の開設者の住所・氏名（変更があった場合は届け出た開設者の住所・氏名）を記載する。 ■　法人の場合の住所は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ■　助産師以外の個人の場合は、個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■　「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■　法人の場合の氏名は、法人の名称を記載する。 （注）代表者の職名・氏名も記載すること。 ■　電話番号は、開設者の電話番号を記載する。
２．助産所の名称		■　助産所の名称の変更の場合は、変更後のものを記載する。 ■　この届で変更しない場合は、開設届出書又は開設許可書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。

様　式５

助産所開設許可（届出）事項中一部変更届出書（非助産師開設）の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
３．開設の場所	■　助産所の開設の場所の変更の場合は、変更後のものを記載する。 この届で変更しない場合は、開設届出書又は開設許可書の開設場所（変更があった場合は届け出た開設場所）を記載する。 ■　「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 ■　ビル内での開設の場合は、「○×ビル○階」とビルの名称と階数まで記載する。 ■　電話番号等は、開設した助産所の電話番号等を記載する。
４．変更事項	■　該当する変更事項欄の□にレ（チェックマーク）を記載する。
５．変更理由	■　変更理由を詳細に記載する。
６．変更年月日	■　実際に変更した日を記載する。
７．変更内容	
①開設者（法人）の主たる事務所の所在地	■　開設者が法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ■　開設者が助産師以外の個人の場合は、個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■　「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。
②開設者（法人）の名称	■　開設者が法人の場合は、法人の名称を記載する。 （注）代表者の職名・氏名も記載すること。 ■　開設者が助産師以外の個人の場合は、個人の氏名を記載する。 （留意事項） この届出による開設者の名称の変更については、法人の組織の変更を伴わない名称変更や個人の婚姻による改姓など、開設者そのものの交代のない場合に限る。 なお、開設者の交代の場合は、旧開設者の助産所をいったん廃止し、新開設者により新たに助産所を開設する手続きが必要。 手続きについて疑義のある場合には、事前に所在地の保健福祉センターに相談すること。
③助産所の名称	■　医療法に違反する名称でないこと。 ■　原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 （開設者の姓）助産所、又は（開設者の姓）助産院 ■　原則として、地名を使用しないこと。 ■　その他、医療広告ガイドラインに反したり、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は使用しないこと。
④開設の場所	■　「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 ■　ビル内での開設の場合は、「○×ビル○階」とビルの名称と階数まで記載する。 （留意事項） 街区変更等により住居表示に変更が生じた場合等、助産所の開設の場所そのものは変更のない場合に限る。なお、移転による住所の変更の場合は、廃止・開設の手続きが必要。

様　式５

助産所開設許可（届出）事項中一部変更届出書（非助産師開設）の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
⑤定款、寄付行為又は条例	■　開設者である法人の目的、名称、組織、業務などの根本規則を記載した書面（法人の種類により定款・寄付行為・条例などと名称が異なる）が変更になったときには、新旧の定款等を別紙で添付すること。
⑥管理者の住所及び氏名等	■　管理者助産師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■　「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■　氏名は、管理者助産師個人の氏名を記載する。 （留意事項） 管理者の改姓、引越し等管理者が交代しない場合のほか、管理者の交代の場合もこの届を使用して管理者の変更を行うこと。
⑦嘱託医師の住所及び氏名等 ※ 分娩を取り扱う助産所のみ	■　嘱託医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■　「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■　氏名は、嘱託医師個人の氏名を記載する。 ■　電話番号は、嘱託医師個人の電話番号を記載する。 ■　診療科名は、ａｂのうち該当する記号を〇で囲む。
⑧嘱託病院又は診療所の所在地及び名称等 ※ 分娩を取り扱う助産所のみ	■　嘱託病院又は診療所の所在地を記載する。 ■　「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■　名称は、医療法に基づき届出されている正式名称を記載する。 ■　電話番号は、嘱託病院又は診療所の電話番号を記載する。 ■　診療科名は、ａｂのうち該当する記号を〇で囲む。 ■　嘱託医師を定めていた助産所が、医療法施行規則第 15 条の２第２項の規定により、嘱託医師に代えて嘱託病院又は診療所を定めた場合は、前の⑦の旧欄にもとの嘱託医師の住所及び氏名等を記載し、この⑧の新の欄に嘱託病院又は診療所の所在地及び名称等を記載する。 （参考法令）医療法施行規則第 15 条の２第１項、第２項 分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならない。 ただし、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所の産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが分娩時等の異常の対応を行うことを嘱託した場合には、嘱託医師を定めたものとみなすことができる。

様　式５

助産所開設許可（届出）事項中一部変更届出書（非助産師開設）の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
⑨嘱託医師による対応が困難な場合のための嘱託病院又は有床診療所の所在地及び名称等 ※ 分娩を取り扱う助産所のみ	■　嘱託病院又は有床診療所の所在地を記載する。 ■　「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 ■　名称は、医療法に基づき届出されている正式名称を記載する。 ■　電話番号は、嘱託病院又は有床診療所の電話番号を記載する。 ■　診療科名は、ａｂのうち該当する記号を○で囲む。 （留意事項） 患者を入院させるための施設を有する病院又は有床診療所でなければならない。 （参考法令） ○医療法施行規則第 15 条の２第３項 助産所の開設者は、嘱託医師による分娩時等の異常に対応することが困難な場合のために、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は有床診療所を、嘱託する病院又は診療所として定めておかなければならない。
⑩法人の代表者 **（任意の届出）**	■　法人の代表者の職名・氏名を記載する。
⑪業務に従事する助産師の氏名 **（任意の届出）**	■　氏名は、従事助産師個人の氏名を記載する。 ■　従事助産師の婚姻による改姓等、従事助産師の交代のない場合は、新旧の氏名を記載する。 ■　新しく勤務する助産師の場合は、新の欄に氏名を、旧の欄には「（新規採用）」と記載する。 ■　業務に従事していた助産師が辞める場合は、新の欄に「（離職）」と記載し、旧の欄に離職した助産師の住所、氏名を記載する。
⑫その他	■　分娩の取扱いの有無、開設の場所（住居表示）、助産所の業務日・業務時間等に変更のある場合は、この⑫の欄を使用して変更の届出をする。 （留意事項） 新たに分娩を取り扱うときには同時に⑦と⑨又は⑧と⑨の項目も届け出ること。 ■　開設の場所の電話番号等は、医療機能情報提供制度により届出する項目となっております。

様　式５

助産所開設許可（届出）事項中一部変更届出書（非助産師開設）の記載要領

添付書類の留意事項	
定款、寄付行為又は条例	■　表紙又は最終ページに法人の代表者により原本証明すること。 （例） この定款は原本と相違ありません。 令和〇年〇月〇日 医療法人〇会　理事長〇〇 ■　日付は開設許可（届出）事項中一部変更届に記載の届出日にあわせること。 ■　法人の名称、代表者の職名・氏名は、開設許可（届出）事項中一部変更届の記載にあわせること。
助産師免許証の写し	■　窓口において、許可申請時に添付する免許証の写しの原本照合を行うため、届出時には免許証の原本もあわせて持参すること。 ■　氏名・本籍地変更により免許証の記載事項の書換えがなされ、裏面にも記載のある場合裏面も必要。
助産師の履歴書	■　本籍地、氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就職・退職の旨を明記する）を記載すること。
嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」 （医療法施行規則第 15 条の２第１項関係）	■　様式は自由。 ■　嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類（例：契約書の写し、合意書の写し等）」が必要。 （注）「分娩を取り扱わない」場合は添付不要。
嘱託病院又は診療所（有床診療所）に係る「嘱託した旨の書類」 （医療法施行規則第 15 条の２第２、３項関係）	■　様式は自由。 ■　嘱託病院又は診療所（有床診療所）に係る「嘱託した旨の書類（例：契約書の写し、合意書の写し等）」が必要。 ■　病院又は診療所は産科又は産婦人科及び小児科の診療科目を標榜し、分娩時等の異常時に新生児への診療を行うことができ、かつ患者を入院させることができる施設を有すること。（医療法施行規則第15条の２第３項） （注）「分娩を取り扱わない」場合は添付不要。